

設置が義務化

火災の発生をお知らせする - - - 火災の早期発見に有効 - - -

住宅用火災警報器について

煙式(光電式)住宅用火災警報器

音と光で警報

電池寿命約10年

熱式(定温式)住宅用火災警報器

音と光で警報

電池寿命約10年

けむたんちゃん10(KRG-1)



煙を感知し大音量のブザーとLEDの光で警報
信頼性の高い光電式
便利な自動復旧機能
電池寿命約10年
(専用リチウム電池)
安心の鑑定合格品

- 居室・寝室・階段に最適 -

その他機能: 警報音停止・テスト・電池切れ警報・感度補正

ねつたんちゃん10(CRG-1)



異常な熱を感知し大音量のブザーとLEDの光で警報
信頼性の高い定温式
便利な自動復旧機能
電池寿命約10年
(専用リチウム電池)
安心の鑑定合格品

- 台所に最適 -

その他機能: 警報音停止・テスト・電池切れ警報

消防法第九条の二(平成16年6月2日公布の消防法改正)

住宅の用途に供される防火対象物の関係者は、次項の規定による住宅用防災機器(住宅における火災の予防に資する機械器具又は設備であって政令で定めるものをいう)の設置及び維持に関する基準に従って、住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例で定める。

全国の新築住宅に設置が義務化

全国・・・総務省令に基づいた市町村条例【例】により平成18年6月1日から施行。

(市町村により設置場所等内容が変わる場合があるので、詳細は所轄の消防署に確認のこと)

(全国市町村条例【例】概要)

住宅の関係者(所有者、管理者、占有者)が設置の義務を負う。

住宅用火災警報器は原則として煙式(光電式)とする。

全ての寝室(子供部屋を含む、客間は該当せず)と寝室がある階の階段に設置する。

(寝室が避難階にのみある場合は階段に設置しなくても良い)

避難階から上方に見て2以上離れた階に寝室がある場合、その階から下方に見て2離れて階の階段に設置する。

ただし、その階段の直上階の階段に設置されている場合は除く。

寝室が避難階のみにある場合でも、避難階から上方にみて2以上離れた階に居室がある場合、最上階の階段に設置する。

寝室が存在しない階でも7㎡以上の居室が5以上ある場合、廊下に設置する。廊下が無い場合は階段に設置する。

(廊下に設置する場合は煙式(イオン化)でも良い)

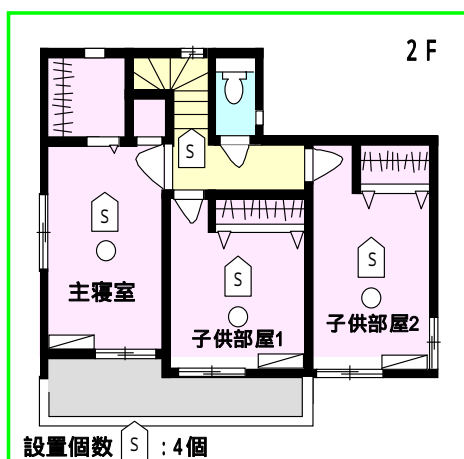
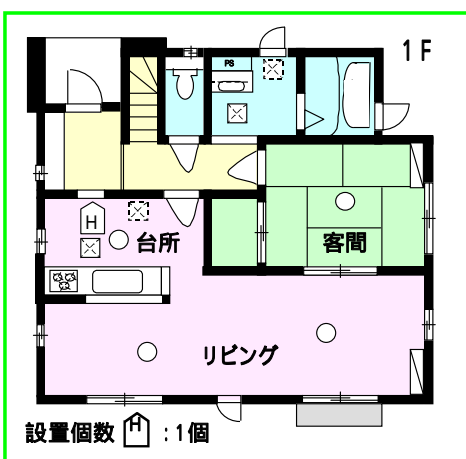
天井面または壁面のどちらに設置しても良い。

天井面の場合、壁または梁から60cm以上離すこと。エアコン等の吹出し口から1.5m以上離すこと。

壁面の場合、天井から下方15cm以上50cm以内とする。

既存住宅に関しては平成20年6月1日を目標に、遅くとも平成23年6月1日までに設置義務化予定。

設置例(全国条例【例】)



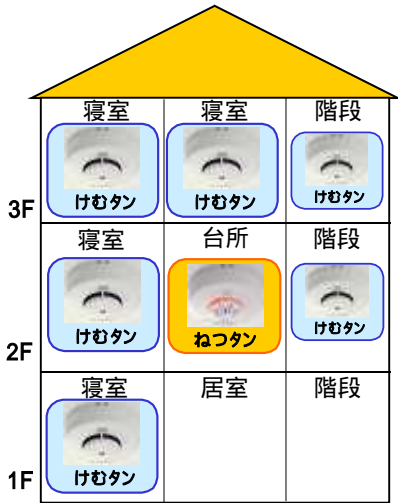
2階建4LDKの場合
(1棟に4個、1個設置)

各寝室(子供部屋含む)に設置。
寝室がある階の階段に設置。
煙式(光電式)を設置。

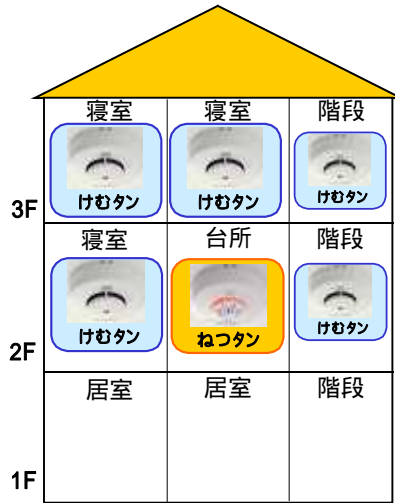
台所は努力義務として設置。
最終的には条例により適用されるので所轄の消防署に詳細を確認すること。

3階建て設置例(全国条例【例】)

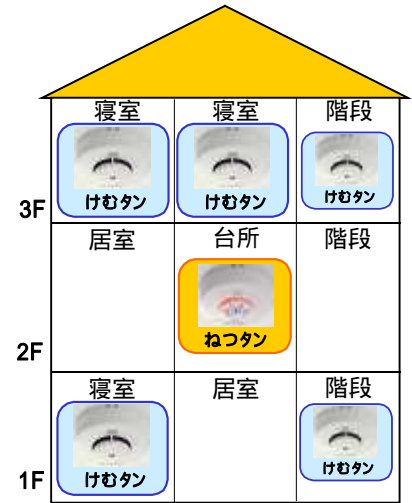
- ・全ての寝室(子供部屋等も含む)、階段(寝室が存在する階によって設置が異なる)にけむたんちゃん(光電式)を設置。
- ・台所は努力義務としてねつたんちゃん(定温式)を設置。けむたんちゃん(光電式)でも可。



寝室が1階、2階、3階にある場合



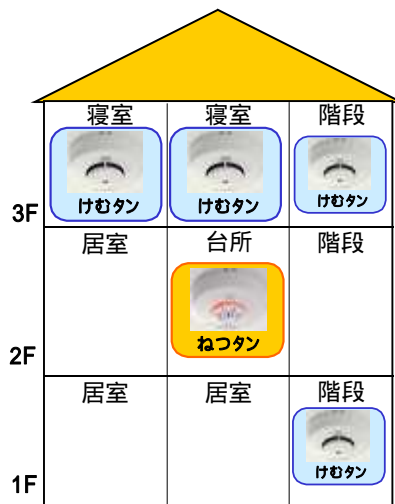
寝室が2階、3階にある場合



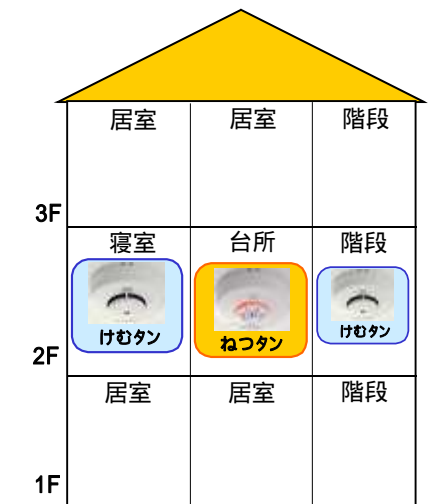
寝室が1階、3階にある場合



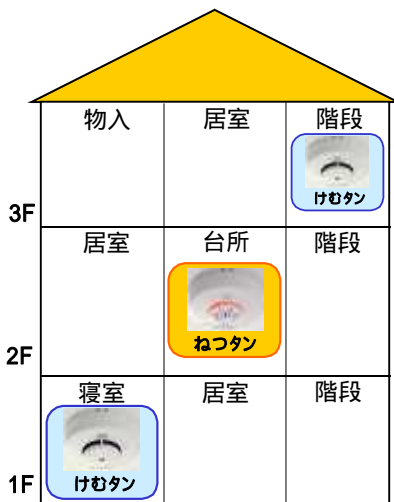
寝室が1階、2階にある場合



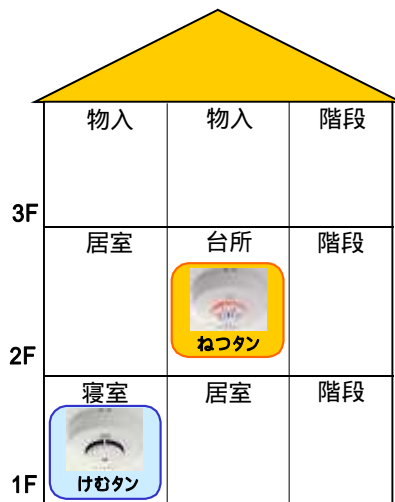
寝室が3階のみにある場合



寝室が2階のみにある場合



寝室が1階のみにある場合
(3階に居室がある場合)



寝室が1階のみにある場合
(3階に居室がない場合)

全ての寝室に設置。
寝室がある階の階段に設置。
寝室がある階によって、他の階段にも設置。

台所は努力義務として設置。
最終的には条例として適用されるので、所轄の消防署に詳細を確認すること。